

中間処理施設建設工事インフレスライドについて

1 スライドに係る時系列

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ① 令和7年6月11日 | スライドに係る資料を構成市町村にEメールにて配布 |
| ② 令和7年6月19日 | 事業者より請負代金額の変更（スライド）請求（様式1） |
| ③ 令和7年6月23日 | 構成市町村にスライド請求の受理を報告（Eメール） |
| ④ 令和7年6月25日 | 発注者より協議開始日について通知（様式2） |
| ⑤ 令和7年7月1日 | 基準日、既済工事出来高検査 |
| ⑥ ⑥以降 | スライド額精査 |
| ⑦ 令和7年8月6日 | スライド額協議開始 |
| ⑧ 令和7年8月18日 | 構成市町村にスライド額確定の事前報告（Eメール） |
| ⑨ 令和7年8月19日 | 受発注者間で協議書取り交わし |

2 スライド額について

スライドに係る受発注者間の協議において、基準日を「令和7年7月1日」と設定し、同日に実施した既済工事出来高検査を経て「スライド内訳書」の作成に着手、その後、令和7年8月19日のスライド額協議終了日までに双方協議の上、スライド額を確定させた。

本スライドは、増額スライドという結果に至ったが、その主要因は賃金および物価の上昇変動によるものである。本事業における入札公告および応札時点の予定価格は、令和5年7月時点の単価や積算要領に基づき算出していることから、請求時点で約2年間の賃金および物価変動の影響を受けていることになる。

以下にスライド額算出に係る根拠および算定方法を記載する。

(1) スライド額算定根拠

スライドとは、工事請負契約後に賃金や物価の変動が生じた場合、その変動額が一定額を超える条件下において、請負代金額の変更を請求できる工事請負契約書の条項に基づき、変更される請負代金額を算定することである。

算定根拠は、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）令和4年9月改訂」、「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（令和7年3月改訂）」、「循環型社会形成推進

交付金交付取扱要領（令和7年4月1日施行）」、「十勝圏複合事務組合中間処理施設
建設工事 スライド額積算要領」に基づいた。

(2) スライド額算定方法

a) 採用単価の置き換えによるスライド額算出

・「刊行物単価」

（当初）令和5年7月号 → （スライド）令和7年7月号

※採用した令和7年7月号は、同年6月18日公表⇒基準日以前となるように配慮

・「公共工事設計労務単価（北海道）」

（当初）令和5年3月から適用 → （スライド）令和7年3月から適用

※採用した最新労務単価は同年2月14日公表⇒年間通じての労務単価

b) 業者見積に対するスライド額算出

刊行物単価が該当しない品目は業者見積金額を採用するが、その業者見積金額
に対するスライド額算出は、採用指数を乗じる。

・「プラント工事」業者見積金額の対応

→日本銀行が公表する【企業物価指数 2020年基準】を用いて該当する指数
を乗じ算出する。

※基準日時点で「確定」している指数（令和7年4月）を採用する。

・「土木建築工事」業者見積金額の対応

→（一財）建設物価調査会が発行している【建設物価 建築費指数（詳細版）
「札幌市」】を用いて該当する指数を乗じ算出する。

※基準日時点で「確定」している指数（令和7年3月）を採用する。

c) 共通費(率)のスライド対応

共通費（率）については、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（令和7
年4月1日施行）」に基づき算出する。

d) 土木建築工事实施設設計費のスライド対応

基準日前である令和6年11月末に実施設計に係る承認申請図書を受領してい
ることから「スライド対象外」とした。